

トイレを借りること等を口実に家に上がりこみ、強引にふとんを売りつける訪問販売が横行しています。

### 事例1

市内に住むひとり暮らしの女性宅に、突然、男性がトイレを貸りることを口実に上がりこみ、古い布団や服を引き取りますと話をもちかけられた。その後、高額なふとんの勧誘をされたため、何度も断ったが、男性から「明日、布団を取りに来るので、預かって欲しい。」「すぐに取りに来るから一旦購入したことにして欲しい。」と言われ、いつのまにか強引に契約させられてしまった。

### 事例2

市内に住むひとり暮らしの高齢者宅に、突然、一人の男性が訪れ、「布団の打ち直しをしませんか。」と持ちかけられた。断ると、「トイレを貸して欲しい。」と言うため、承諾し、家に上げることになった。すると、別の男性が布団を持ってきて、高額なふとんをしつこく売り込んできた。何度も必要ないと断ったが、「とりあえず、ふとんは置いておく。」と強引に請求書を渡されたため、諦めてお金を払った。



### 被害にあってしまったときのアドバイス

この事例は「訪問販売」に当たりますので、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリングオフ(無条件解約)ができます。また、ふとんを使用していた場合でもクーリングオフはできます。

仮に購入してから8日間を過ぎていたとしても、契約書を受け取っていなかったり、書面に不備がある場合は、クーリングオフができます。

また、今回の事例も含めて、悪質商法の場合は、たいてい勧誘方法に問題があり、後から取り消しを主張できることもあるため、日にちが経っていたとしても諦めずに相談機関へ相談しましょう。

岡山市消費生活相談室	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～12時、13時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、12:45～17時